

平成30年度 事業計画

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

I. 基本的指針

国内外を取り巻く急速な経済・社会変革の中にあつて、わが国経済が活力を取り戻し成長軌道に乗せるためには、法人会会員の大半を占める中小企業が、強い経営体質を確立し、地域経済を牽引していくことが求められている。

北海道法人会連合会は「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税務当局及び関係諸機関の指導・支援により税務行政の円滑な推進を図るとともに、今日の経済環境に対応した中小企業の経営安定・基盤強化に向けた税制・財政改革に関する提言活動を展開する。

法人会会員及び地元企業を対象に、税を中心とする研修事業の開催や地域に密着した社会貢献活動を実践し、さらには、将来を担う子供たちへ正しい税知識を理解するために、租税教育活動の充実強化に努める。

また、法人会組織を維持・発展させるために、会員増強運動を積極的に取り組むとともに、法人会の財政基盤強化のために取扱会社と連携して福利厚生制度を一層推進する。

平成30年度は、以上の基本的指針を基に、法人会の総合的な発展と地域経済社会の活性化に資するため、全国法人会総連合及び道内30法人会と密接な連携を図り、次の事業活動を実施する。

1. 納税道義の高揚と税務知識の普及事業並びに税制・税務研究と意見具申
2. 全法連助成金の管理運営業務と公益研修事業の充実強化
3. 会員増強運動支援事業と広報活動の充実
4. 福利厚生制度推進支援事業
5. 法人会会員に対する経営支援事業

II. 重点事業

1. 納税道義の高揚と税務知識の普及事業並びに税制・税務研究と意見具申

税知識の普及と納税道義の高揚に努めるため、税制・税務に関する提言を行い、適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的に、次の事業をする。実施にあたっては、北海道内の法人会及び上部団体である全国法人会総連合並びに札幌国税局と連携して事業を推進する。

(1) 租税教育活動

主に道内小学生の生徒を対象に税の仕組みなどを理解してもらうため租税教育活動の充実を図る。青年部会では「租税教室」、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に展開するとともに、全法連で作成した租税教育用教材の配布等を通じて税知識の普及を図る。

税を考える週間では、「中学生の税の作文」事業など道内税務関係団体と連携し推進する。

(2) 札幌国税局への支援協力

国税電子申告納税システム(e-Tax)普及推進活動と消費税期限内納付推進運動について、研修会や役員会等でのポスター掲示やホームページ等に掲載し公告する。

また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理に関する「自主点検チェックシート・ガイドブック」の活用は、企業の健全な成長と適正申告に寄与することから、札幌国税局と連携して、事業推進に努める。

(3) 税制改正提言全道大会

全道法人会の総意を次年度税制改正提言事項として取り纏め提案するとともに、企業経営者に対し税知識の普及と納税意識の高揚を図る。大会を通じて税のオピニオンリーダーとして、我が国の将来を展望した建設的な意見をはじめ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制の確立に努める。

第55回北海道法人会税制改正提言全道大会帯広大会

開催日 平成30年9月7日(金)

開催場所 式典 帯広市民文化ホール 懇談会 ホテル日航ノースランド帯広

(4) 北海道法人会青年の集い

法人会活動の充実と活性化に寄与するため、青年部会員が一堂に集い、青年部会活動の大きな柱と位置付けた租税教育活動のより一層の推進と継続的に取り組むための情報交換、並びに会員相互の連帯強化を目的として開催する。

第27回北海道法人会青年の集い釧路大会

開催日 平成30年6月22日(金)

開催場所 式典・懇談会 釧路センチュリーキャッスルホテル

(5) 女性部会全道大会

女性部会員が一堂に会し、部会員の資質向上と法人会活動の充実と活性化に努め女性部会活動の柱となっている、未来の子供たちへの租税教育の推進として実施している「税に関する絵はがきコンクール」の発表・表彰と、地元女性部会の社会貢献活動の取組について紹介する場を設け、併せて情報交換、会員相互の連帯強化を目的として開催する。

第19回北海道法人会女性部会全道大会函館大会

開催日 平成30年10月19日(金)

開催場所 式典・懇談会 フォーポイントバイシェラトン函館

2. 全法連助成金の管理運營業務と公益研修事業の充実強化

道内法人会が実施する税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動や地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する公益目的事業の実施に当たり、全法連から事務委託を受け、道内法人会に対して助成金の申請・実績報告などの管理運営を行う。また、道内法人会が実施する公益事業の研修会・セミナー等の充実強化を図るため講師謝金の助成を行う。

(1) 助成金管理運營業務

全法連から委託された助成事業を、適正に実施することを目的とした助成事業の管理運營業務を行う。道内法人会が作成する助成金申請書及び報告書を取りまとめ、公益目的事業の適正な運用と、公益会計基準に従った適正な処理について検証する。

(2) 公益研修事業・社会貢献事業の充実強化

会員はもとより地域住民を対象とした研修事業の実施は、公益法人として、また納税団体の一翼を担う法人会にとって基本的な事業活動である。各法人会が開催する公益事業研修会の参加拡充を支援するため「平成30年度研修参加者拡充運動要領」別紙1を定め、また、地域に根差した社会貢献事業を推進するために「平成30年度地域社会貢献活動実施要領」別紙2を制定し、公益事業の更なる展開と支援に務める。

3. 会員増強運動支援事業

(1) 組織の強化・充実

公益法人として法人会組織を存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、会員数の純増を目標とした「平成30年度会員増強運動実施要領」別紙3を定め、法人会会員の加入促進を積極的に展開し、前年以上の法人会員数の確保に向けて運動を展開する。会員増強月間については、「6月を役員による特別強化月間」として新たに設ける

とともに、従来からの組織の強化・充実のための期間設定「9～12月の4ヵ月運動」を展開する。引き続き、役員が率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに、役員一人一社以上の獲得を目標に全道的な入会活動の展開に努める。

また、女性部会員の加入増強施策の一環として、平成30年度に限り表彰・報奨制度を設け積極的な加入勧奨を支援する。

(2) 広報活動の充実

法人会組織の充実強化を図るため、広く社会に対し税の啓発、法人会の知名度向上、活動内容の対外的な周知、入会促進等に資する広報活動を積極的に展開する。

全法連の広報活動と連携して、ポスター等の掲示や道内新聞各紙によるPRを行うほか、「統合プラットフォーム」を活用したホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努める。

また、「平成30年度広報活動実施要領」別紙4-1を定め、野立看板の作成・設置やローカル放送など広報活動の助成を行う。

法人会アンケート調査システムについては、「平成30年度道法連アンケート調査システムの推進策」別紙4-2を定め、新システムへの登録・拡充を推進するとともに、アンケート結果を公告するなどPR強化に努める。

4. 福利厚生制度推進支援事業

法人会会員サービスの一環として実施している福利厚生制度は、法人会会員の企業防衛や経営者の福利厚生の充実に大きな役割を果たすとともに、法人会の財政基盤の安定化と事業活動の充実につながる重要な役割を担っている。福利厚生制度収入の更なる増収のために推進し平成30年度は、昨年度からスタートした「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」と連携し、北海道の制度加入企業数の純増を目標に向けた「平成30年度福利厚生制度通年推進運動実施要領」別紙5を定め、協力3社と連携して、その推進を積極的に展開する。併せて青年部会・女性部会とも協働し福利厚生制度の拡充に努める。

5. 法人会会員に対する経営支援事業

(1) 貸倒保証制度事業

全道法人会会員を対象とした会員サービスの強化を目的に、企業の取引先の法的整理事由の発生、または履行遅延の発生による売上債権を保証する「会員企業のための団体取引信用保険制度」の普及・推進を図る。

(2) 公益・共益セミナー支援事業

各会で実施する中小企業のための事業承継対策セミナーをはじめ、税務対策・経営セミナーの講師派遣など事業支援を行う。

平成30年度研修参加者等拡充運動要領

1. 運動期間 平成30年4月～平成31年3月

2. 報奨の種類とその基準（道法連表彰）

①一定の研修参加率を達成した単位会に対する特別報奨

金賞 研修参加率140%以上 報奨50,000円

銀賞 研修参加率120%以上 報奨40,000円

銅賞 研修参加率100%以上 報奨30,000円

②本年度において税法・税務の研修参加率が高い単位会に対する表彰

i. 全法連表彰 研修参加率120%以上（上位40会）報奨200,000円

ii. 道法連表彰 研修参加率 60%以上（全法連表彰単位会除く）

報奨 50,000円

③研修参加率＝研修参加人員（平成30年4月～31年3月）÷会員数（平成30年12月末）

※研修の範囲

①単位会の本部・支部・部会（青年・女性部会・業種別部会等）等が開催する研修会（短・長期にわたる簿記講座等。他団体との共催を含む）

②講演会を併催する場合の総会・記念式典（単なる『総会・記念式典』は除く）

③インターネット活用による研修会を含む

※単位会が保有する研修用ビデオ等の貸出しによる研修も、貸出し本数1本につき参加人員を1名とする。

3. 講師謝金助成金の交付

①講師謝金

一法人会、年間120,000円までとする。支払い講師謝金の範囲内で参加者1名につき1,000円を助成する。

②交付申請

助成金の交付は、内容を確認の上、申請の都度行う。申請は①日時②研修テーマ③講師名④謝金額⑤参加者数⑥参加者名簿（写）を添付の上道法連に申請すること。

4. 税務研修会開催助成金の交付

①開催費助成金

1回10,000円、年間3回(30,000円)までとする。

②税務研修会の範囲

新設法人説明会、年末調整説明会、改正税法説明会、決算法人説明会、税務研修会(消費税、マイナンバー等)の開催。各支部等で同テーマでの税務研修会の開催、他団体との共催を含む。但し、役員会・委員会等との同時開催ではなく、一般企業も参加できる単独の税務研修会を対象とする。

③交付申請

申請は①日時②税務研修テーマ③講師名④参加者数(会員・一般毎)を添付の上道法連に申請すること。

5. 報奨金の贈呈

事業研修委員会で実績を確定し、会長より報奨金を贈呈する。

以上

平成30年度地域社会貢献活動実施要領

(1) 活動期間

平成30年4月～平成31年3月

(2) 活動実施内容

地域社会貢献活動については、法人会の重要な活動として「税を考える週間」に併せた多彩な事業活動や広く社会への貢献に資する活動を実施する。

また、地域に密着した社会貢献活動を、親会・青年部会・女性部会が一体となり、関係機関・団体等と協力し地域の実情に即した活動の展開を図る。

我が国の将来を担う子供たちへの啓蒙活動の充実を図るための租税教育にも積極的に取り組む。

(3) 地域社会貢献活動助成金

1 単位会年間10万円以内とする。

(4) 助成金の交付手続き及び時期

- ①単位会は、事業終了後、第1項の活動期間内に速やかに「地域社会貢献活動実施報告書・助成金交付申請書」を作成し、道法連に提出する。
- ②道法連は、単位会より報告・申請のあった事業を本要領に照らし適切であるかを検討の上、事業研修委員会の審議を経て助成金を交付する。

以上

平成30年度会員増強運動実施要領

1. 運動期間

- ① 暦年運動（平成30年1月～平成30年12月）
- ② 4ヶ月運動（平成30年9月～12月の4ヵ月間）

2. 目標数値

- ① 純増会員目標（平成29年12月末会員数以上）
- ② 新規加入目標（法人未加入会員数×1.5%）

3. 会員増強運動表彰基準

- i. 毎年度実施される会員増強運動の表彰は次の基準による。
- ii. 基準の算定は平成29年12月31日の会員数による。

(1) 全法連表彰（法人対象）

①本年度実績が顕著（純増）な単位会

特別最優秀賞（対前年60社以上）	副賞	40万円
最優秀賞（対前年20社以上）	副賞	20万円
優秀賞（対前年5社以上）	副賞	10万円
努力賞（対前年1社以上）	副賞	5万円

②会員増強月間における顕著な単位会

1社当たり 2,000円

③特別増強月間（6月）の設定 役員勧奨割合が高い単位会

役員勧奨による入会数（個人会員を除く）を役員数（定款上の理事・監事の人数）で除した割合のうち、上位10単位会を表彰する。副賞（計55万円）

(2) 道法連表彰

①高加入率維持会に対する表彰（小数点以下四捨五入）

- i 加入率70%以上達成・維持している単位会 報奨 10万円
- ii 加入率60%以上～70%未満達成・維持している単位会
報奨 7万円

②本年度新規加入目標達成した単位会（法人対象）

優秀賞 目標数10社以上	報奨	10万円
努力賞 目標数3社以上	報奨	7万円
敢闘賞 目標数達成	報奨	5万円

4. 実績報告書

平成30年12月末現在会員数調べの提出とあわせ、4ヵ月運動実施報告書を提出する。

5. 報奨・助成金の贈呈

組織委員会（2月）で実績を確定し、通常総会（6月）席上会長より感謝状を贈呈する。なお、報奨金については委員会で確定後、該当単位会に贈呈する。（除全法連表彰）
以上

平成30年度広報活動実施要領

(1) 活動期間 平成30年4月～平成31年3月

(2) 助成基準

①野立看板等助成

法人会広報活動の一環として、野立看板作成費及びFM等を通じた広報活動について助成。

i 野立看板助成

助成額10万円以内(年20会対象)ただし、補修の場合は5万円以内。

ii ローカル放送広報活動助成

助成額10万円以内。

※ただし、野立看板助成会と重複申請はできない。

(3) 申請等

①野立看板等助成

助成は、「野立看板助成」又は「ローカル放送広報活動助成」のいずれか1単位会1回限りとし、作成費請求書写しを添付の上、道法連に申請すること。

②助成金交付

道法連は、単位会より申請のあった事業について本要領に照らし適切であるかを検討し、広報委員会の審議を経て助成金を交付する。

以上

平成30年度道法連アンケート調査システムの推進策

30単位会毎にアンケート送信対象数の平成30年度末「純増目標」を設定し、道法連・単位会が主体となってその達成に努め、回答数の増加に取り組む。

1. 「純増目標」の設定

(1) 活動期間

平成27年10月～平成31年3月31日

(2) 目指すべきアンケート送信対象数

純増目標の設定に当たり、平成30年度末のアンケート送信対象数を平成26年度末より290件増やすことを目指す。

- ①平成27年3月末送信数 130件
- ②平成31年3月末目標 420件（全法連設定の本道目標数）
- ①－② 純増目標 290件

(3) 純増目標の設定方法

30単位会毎に次の指数で目標を設定する。

- A：各会の基本目標3件 90件（単位会長/青年会長/女性会長）
- B：各会の会員占有率 200件
- 平成30年度末A+B 290件

(4) 事務局支援

純増目標を達成した単位会に報奨金を支給

報奨金の計算 目標件数×単価1,500円支給。

※報奨金の支給は純増目標件数までとする。

※31年3月まで目標達成した会に、達成時に1回限り報奨金を支給する。

(5) その他

アンケート登録後、「メールアドレスの変更」や「メール受信拒否の設定」等により、全法連よりアンケート送信ができない登録者は純増実績にカウントしない。

以上

平成30年度福利厚生制度通年推進運動実施要領

1. 期間

- ①活動期間（表彰対象期間）：平成30年4月～平成31年3月
- ②運動対象：法人会の福利厚生制度

2. 通年運動の実施

- ①大型保障制度推進運動の実施
- ②ビジネスガード推進運動の実施
- ③がん保険・医療保険制度推進運動の実施
- ④その他福利厚生制度に係わる推進運動の実施

3. 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と取扱会社が福利厚生制度の具体的な推進方法等について協議するため各単位会ごとに福利厚生制度推進連絡協議会を開催する。

法人会福利厚生制度連絡協議会の開催費については、次の限度額の範囲内で取扱3社が負担する。

- ①各単位会開催費限度額は、加入実績による。
- ②開催費は、全額取扱3社負担とする。
- ③開催方法は、法人会福利厚生制度推進連絡協議会運営要領による。

4. 福利厚生制度表彰・報奨基準

(1) 全法連表彰

収入保険料で顕著な実績を挙げた単位会に対する表彰・報奨

収入保険料対前年(平成29年4月～平成30年3月)の103%以上
200,000円

(2) 道法連表彰

①次の目標を達成・維持した単位会に対する表彰・報奨

年間新規目標（大型保障）を達成した単位会	30,000円
年間推進目標（大型保障）を達成した単位会	30,000円
年間推進目標（Jタイプ新契約高）を達成した単位会	10,000円
年間新規目標（ビジネスガード）を達成した単位会	30,000円
年間推進目標（がん保険・医療保険新契約保険料）を達成した単位会	30,000円

②大型保障制度役員加入率の高い単位会に対する表彰・報奨

役員加入率75%以上	50,000円
役員加入率70%以上	30,000円
役員加入率60%以上	20,000円

(3) 受託会社に対する表彰・報奨

大型保障制度において一定の新規加入を獲得した推進員

金賞 15社以上	30,000円
銀賞 10社以上	20,000円
銅賞 5社以上	10,000円

5. 報奨金の贈呈

平成30年4月～平成31年3月の実績に基づいて平成30年度成績を確定し、委員会(平成31年9月頃)において表彰・報奨基準に基づき承認し、会長名にて贈呈する。

以上